



事 務 連 絡  
平成 30 年 2 月 23 日

地方厚生(支)局  
保険年金(企業年金)課長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長  
(公 印 省 略)

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う  
「確定給付企業年金規約例」の一部改正について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 66 号)の一部が平成 30 年 5 月 1 日から施行されることに伴い「確定給付企業年金規約例」を別添のとおり改正したので参考にされたい。

確定給付企業年金規約例  
新旧対照表

網掛部分が改正箇所

新				旧			
確定給付企業年金規約例 第1～第4（略）				確定給付企業年金規約例 第1～第4（略）			
規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項	規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第8章 年金通算	第10章 年金通算			第8章 年金通算	第10章 年金通算		
<b>第1節 脱退一時金相当額の移換</b>	<b>第1節 脱退一時金相当額の移換</b>		(略)	<b>第1節 脱退一時金相当額の移換</b>	<b>第1節 脱退一時金相当額の移換</b>		(略)
(中途脱退者の選択) 〔第60条〕本制度の事業主は、中途脱退者（本制度の加入者の資格を喪失した者であって、第26条に該当するものをいう。以下同じ。）に対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給〔若しくは支給の繰下げ〕又は脱退一時金相当額の移換をする。	(中途脱退者の選択) 〔第96条〕この基金は、中途脱退者（基金の加入者の資格を喪失した者であって、第62条に該当するものをいう。以下同じ。）に対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給〔若しくは支給の繰下げ〕又は脱退一時金相当額の移換をする。	○ 年金通算措置に係る事務の円滑な遂行のため、年金通算措置事務取扱準則第2の1(1)⑤の趣旨に則り、規約に定めることが望ましいもの。	○ [ ] 内の規定は、法第41条第2項第1号に係る脱退一時金の支給の繰下げを認めている場合又は法第41条第2項第2号の脱退一時金を規約で定めている場合に規約に定めるものであること。  ○ 脱退一時金相当額の一部を移換するこ	(中途脱退者の選択) 〔第60条〕本制度の事業主は、中途脱退者（本制度の加入者の資格を喪失した者であって、第26条第1号に該当するものをいう。以下同じ。）が本制度の加入者の資格を喪失したときに、当該中途脱退者に、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給〔若しくは支給の繰下げ〕又は脱退一時金相当額の移換をする。	(中途脱退者の選択) 〔第96条〕この基金は、中途脱退者（基金の加入者の資格を喪失した者であって、第62条第1号に該当するものをいう。以下同じ。）がこの基金の加入者の資格を喪失したときに、当該中途脱退者に、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給〔若しくは支給の繰下げ〕又は脱退一時金相当額の移換をする。	○ 年金通算措置に係る事務の円滑な遂行のため、年金通算措置事務取扱準則第2の1(1)⑤イの趣旨に則り、規約に定めることが望ましいもの。	○ [ ] 内の規定は、法第41条第2項第1号に係る脱退一時金の支給の繰下げを認めている場合に規約に定めるものであること。その場合、第2項における、「〔又は第5号〕」部分については任意ではなく必ず規定すること。  (新設)

<p>一～四 (略) 〔五 第28条の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。〕</p> <p>2 (略)</p>	<p>一～四 (略) 〔五 第64条の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。〕</p> <p>2 (略)</p>		<p>とはできないこと。</p> <p>○ 第1項第5号を定めている場合には、第2項における、「〔又は第5号〕」部分については任意ではなく必ず規定すること。</p> <p>(略)</p>	<p>一～四 (略) 〔五 第28条第1項の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。〕</p> <p>2 (略)</p>	<p>一～四 (略) 〔五 第64条第1項の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。〕</p> <p>2 (略)</p>		<p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>		<p>(削除)</p>	<p>(代替例) 休職の開始を加入者の資格の喪失事由とし、かつ、当該資格の喪失事由に該当して脱退一時金の受給権者となった者のみが、法第41条第2項第1号に係る脱退一時金の支給の繰下げの申出をできることとしている場合</p> <p>第60条 本制度の事業主は、中途脱退者(本制度の加入者の資格を喪失した者であって、第26条第1号に該当するものをいう。以下同じ。)が本制度の加入者の資格を喪失したときに、当該中途脱退</p>	<p>(代替例) 休職の開始を加入者の資格の喪失事由とし、かつ、当該資格の喪失事由に該当して脱退一時金の受給権者となった者のみが、法第41条第2項第1号に係る脱退一時金の支給の繰下げの申出をできることとしている場合</p> <p>第96条 この基金は、中途脱退者(この基金の加入者の資格を喪失した者であって、第62条第1号に該当するものをいう。以下同じ。)がこの基金の加入者の資格を喪失したときに、当該中途脱退者</p>		<p>○ 第1項の規定は、第5条第5号で「休職を開始する日の前日」を加入者の資格喪失の時期として規定している場合を想定していること。《規第3</p>

				者に、次の各号のいずれか（第5条第5号に該当して加入者の資格を喪失した者以外の者にあつては、第5号を除く。）を選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給若しくは支給の繰下げ又は脱退一時金相当額の移換をする。 一～四（略） 五 第28条第1項の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。 2（略）	に、次の各号のいずれか（第41条第5号に該当して加入者の資格を喪失した者以外の者にあつては、第5号を除く。）を選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給若しくは支給の繰下げ又は脱退一時金相当額の移換をする。 一～四（略） 五 第64条第1項の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。 2（略）		条（基第39条）代替例8、規第4条（基第40条）代替例8、規第5条（基第41条）代替例2、規第28条（基第64条）代替例参照》
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換) 第63条 本制度の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。）の資格を取得したときは、本制	(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換) 第99条 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。）の資格を取	(略)	(略)	(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換) 第63条 本制度の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。）の資格を取	(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換) 第99条 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。）の資格を取	(略)	(略)

<p>度の事業主に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>の基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。</p> <p>2～5 (略)</p>			<p>度の事業主に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>の基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。</p> <p>2～5 (略)</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(中途脱退者への事業主の説明義務)</p> <p>第65条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者に対して、第61条第1項、第62条第1項、第63条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、説明しなければならない。</p>	<p>(中途脱退者への事業主の説明義務)</p> <p>第101条 この基金は、この基金の中途脱退者に対して、第97条第1項、第98条第1項、第99条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、説明しなければならない。</p>	(略)	(略)	<p>(中途脱退者への事業主の説明義務)</p> <p>第65条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者が加入者の資格を喪失したときは、第61条第1項、第62条第1項、第63条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該本制度の中途脱退者に説明しなければならない。</p>	<p>(中途脱退者への事業主の説明義務)</p> <p>第101条 この基金は、この基金の中途脱退者が加入者の資格を喪失したときは、第97条第1項、第98条第1項、第99条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、この基金の中途脱退者に説明しなければならない。</p>	(略)	(略)
<p>〔第2節 脱退一時金相当額等の受換〕</p>	<p>〔第2節 脱退一時金相当額等の受換〕</p>			<p>〔第2節 脱退一時金相当額等の受換〕</p>	<p>〔第2節 脱退一時金相当額等の受換〕</p>		
<p>(他の確定給付企業年金からの脱退一時金相当額の移換)</p> <p>第66条 (略)</p>	<p>(他の確定給付企業年金からの脱退一時金相当額の移換)</p> <p>第102条 (略)</p>	(略)	(削除)	<p>(他の確定給付企業年金からの脱退一時金相当額の移換)</p> <p>第66条 (略)</p>	<p>(他の確定給付企業年金からの脱退一時金相当額の移換)</p> <p>第102条 (略)</p>	(略)	○ 第1項の規定では、移換元確定給付企

								業年金の中途脱退者を「法第81条の2第1項に規定する中途脱退者をいう。」と定義しているが、令第50条の2第1項において、他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる中途脱退者は、法第81条の2第1項に規定する中途脱退者から老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者を除いた者に限定されていることから、実際には、「令第50条の2第1項に規定する中途脱退者」の申出による脱退一時金相当額の移
--	--	--	--	--	--	--	--	--

			(略)				換を受けることとなること。 (略)
<p>(確定拠出年金からの個人別管理資産の移換)</p> <p>第66条の2 本制度の資産管理運用機関は、企業型年金加入者であった者〔別表第〇に掲げる〕企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。〕〔又は個人型年金に個人別管理資産がある者〕が、本制度の加入者の資格を取得した場合であって、当該企業型年金の資産管理機関〔又は国民年金基金連合会〕に本制度の資産管理運用機関への個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該企業型年金の資産管理機関〔又は国民年金基金連合会〕から当該申出に係る個人別管理資産の移換を受ける。</p> <p>2 本制度の事業主は、その資産管理運用機関が前項の規定により個人別管理資産</p>	<p>(確定拠出年金からの個人別管理資産の移換)</p> <p>第102条の2 この基金は、企業型年金加入者であった者〔別表第〇に掲げる〕企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。〕〔又は個人型年金に個人別管理資産がある者〕が、この基金の加入者の資格を取得した場合であって、当該企業型年金の資産管理機関〔又は国民年金基金連合会〕にこの基金への個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該企業型年金の資産管理機関〔又は国民年金基金連合会〕から当該申出に係る個人別管理資産の移換を受ける。</p> <p>2 この基金は、前項の規定により個人別管理資産の移換を受けた場合は、当該移</p>	<p>○ 法第82条の5第1項の規定に基づき、確定拠出年金法第54条の4第2項又は第74条の4第2項の規定により確定拠出年金から個人別管理資産の移換を受ける場合には、令第2条第4号の規定により、脱退一時金相当額等の移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。</p>	<p>(略)</p> <p>○ 全ての企業型年金から個人別管理資産の移換を受けるのではなく、企業型年金のうち一定の企業型年金から個人別管理資産の移換を受けることも可能であること(年金通算措置事務取扱準則第5の1)</p> <p>○ 別表第〇には、企業型年金について、事業主(複数の事業主が共同して企業型年金を実施する場合には、制度に係る事務を取り扱う事業主)の名称及び承認番号を明記する</p>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<p>の移換を受けた場合は、当該移換金を原資として、前項の移換申出を行った者に対し、<u>第10条各号</u>に掲げる給付の支給を行う。</p>	<p>換金を原資として、前項の移換申出を行った者に対し、<u>第46条各号</u>に掲げる給付の支給を行う。</p>		<p>こと。</p> <p>○ 確定拠出年金法第74条の4第2項の規定に基づき、個人型年金から個人別管理資産を受けるときは、「〔又は個人型年金に個人別管理資産がある者〕」及び「〔又は国民年金基金連合会〕」の規定を定めること。</p>				<p>(新設)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(受換者に係る加入者期間の取扱い)  <u>第69条</u> <u>第66条第1項</u>、<u>第66条の2第1項</u>、<u>第67条第1項</u>又は前条第1項の規定により、他制度（他の確定給付企業年金、<u>確定拠出年金</u>、<u>存続厚生年金基金</u>又は連合会を総称する。以下同じ。）から本制度の資産管理運用機関に脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、<u>個人別管理資産</u>、<u>厚生年</u></p>	<p>(受換者に係る加入者期間の取扱い)  <u>第105条</u> <u>第102条第1項</u>、<u>第102条の2第1項</u>、<u>第103条第1項</u>又は前条第1項の規定により、他制度（他の確定給付企業年金、<u>確定拠出年金</u>、<u>存続厚生年金基金</u>又は連合会を総称する。以下同じ。）から基金に脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、<u>個人別管理資産</u>、<u>厚生年金基金</u>脱退一</p>	<p>(略)</p>	<p>○ 移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間の全部又は一部を加入者期間に算入するものであること（<u>令第50条の3</u>、<u>第54条の9</u>、<u>第65条の21</u>若しくは廃止前基金令第52条</p>	<p>(受換者に係る加入者期間の取扱い)  <u>第69条</u> <u>第66条第1項</u>又は前条第1項の規定により、他制度（他の確定給付企業年金、<u>厚生年金基金</u>又は連合会を総称する。以下同じ。）から本制度の資産管理運用機関に脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、<u>厚生年金基金</u>脱退一時金相当額、<u>積立金</u>又は<u>年金給付等積立金</u>等を</p>	<p>(受換者に係る加入者期間の取扱い)  <u>第105条</u> <u>第102条第1項</u>又は前条第1項の規定により、他制度（他の確定給付企業年金、<u>厚生年金基金</u>又は連合会を総称する。以下同じ。）から基金に脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、<u>厚生年金基金</u>脱退一時金相当額、<u>積立金</u>又は<u>年金給付等積立金</u>等を総称する。以下</p>	<p>(略)</p>	<p>○ 移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間の全部又は一部を加入者期間に算入するものであること（<u>令第50条の3</u>、<u>第65条の21</u>若しくは廃止前基金令第52条の5の3第3項</p>



<p>金基金脱退一時金相当額、積立金又は年金給付等積立金等を総称する。以下同じ。)が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、<u>第6条</u>の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間(以下この章において「<u>本制度</u>に係る加入者期間」という。))と、当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。</p>	<p>時金相当額、積立金又は年金給付等積立金等を総称する。以下同じ。)が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、<u>第42条</u>の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間(以下この章において「<u>この基金</u>に係る加入者期間」という。))と、当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。</p>		<p>の5の3第3項又は規則第89条の4、<u>第96条の10</u>、<u>第104条の25</u>若しくは廃止前基金規則第72条の4の5第2項)。</p> <p>○ 移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を超える期間を加入者期間に算入することはできないこと(規則第89条の4第1号、<u>第96条の10</u>第1号、<u>第104条の25</u>第1号又は廃止前基金規則第72条の4の5第2項第1号)。 《代替例参照》</p> <p>○ 移換先の確定給付企業年金の加入者であった期間が</p>	<p>総称する。以下同じ。)が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、<u>第6条</u>の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間(以下この章において「<u>本制度</u>に係る加入者期間」という。))と、当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。<u>[ただし、本制度の加入者であった期間が1年未満である者に係る加入者期間については、この限りでない。]</u></p>	<p>同じ。)が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、<u>第42条</u>の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間(以下この章において「<u>この基金</u>に係る加入者期間」という。))と、当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。<u>[ただし、この基金の加入者であった期間が1年未満である者に係る加入者期間については、この限りでない。]</u></p>		<p>又は規則第89条の4、<u>第104条の25</u>若しくは廃止前基金規則第72条の4の5第2項)。</p> <p>○ 移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を超える期間を加入者期間に算入することはできないこと(規則第89条の4第1号、<u>第104条の25</u>第1号又は廃止前基金規則第72条の4の5第2項第1号)。 《代替例参照》</p> <p>○ 移換先の確定給付企業年金の加入者であった期間が</p>
---	---	--	---	---	---	--	---

1年未満である場合には、移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を加入者期間に算入しないこととしてもよいこと（規則第89条の4第2号、第96条の10第2号、第104条の25第2号又は廃止前基金規則第72条の4の5第2項第2号）。なお、「加入者であった期間が1年未満」であることと「加入者期間（給付の額の算定の基礎となる期間）が1年未満」であることとの違いに配慮すること。すなわち、前者は、加入者の資格を取得してから当該資格を喪失し

1年未満である場合には、移換を受けた脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を加入者期間に算入しないこととしてもよいこと（規則第89条の4第2号、第104条の25第2号又は廃止前基金規則第72条の4の5第2項第2号）。なお、「加入者であった期間が1年未満」であることと「加入者期間（給付の額の算定の基礎となる期間）が1年未満」であることとの違いに配慮すること。すなわち、前者は、加入者の資格を取得してから当該資格を喪失した日までの期間を指すが

			<p>た日までの期間を指すが、  後者は、計算方法次第で端数処理による切り上げ又は切り捨てがあり得るものであることに配慮すること。  《代替例参照》</p> <p>○ 算入する加入者期間は、中途脱退者について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法により計算されるものであること（規則第89条の4第3号、第96条の10第3号、第104条の25第3号又は廃止前基金規則第72条の4の5第2項第3号）。《代替例参照》</p>				<p>、後者は、計算方法次第で端数処理による切り上げ又は切り捨てがあり得るものであることに配慮すること。</p> <p>○ 算入する加入者期間は、中途脱退者について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法により計算されるものであること（規則第89条の4第3号、第104条の25第3号又は廃止前基金規則第72条の4の5第2項第3号）。《代替例参照》</p>
(代替例) 脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間の一	(代替例) 脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間の一			(代替例) 脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間の一	(代替例) 脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間の一		

<p>部を本制度に係る加入者期間に合算する場合</p> <p>第69条 第66条第1項、<u>第66条の2第1項</u>、<u>第67条第1項</u>又は前条第1項の規定により、他制度（他の確定給付企業年金、<u>確定拠出年金</u>、<u>存続厚生年金基金</u>又は連合会を総称する。以下同じ。）から本制度の資産管理運用機関に脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、<u>個人別管理資産</u>、<u>厚生年金基金脱退一時金相当額</u>、<u>積立金</u>又は年金給付等積立金等を総称する。以下同じ。）が移換された者（以下「受換者」という。）に係る加入者期間は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間（以下この章において「<u>本制度に係る加入者期間</u>」という。）と、この規約に照らして当該脱退一時金相当額等の額の算定の基礎となる期間として移換された脱退</p>	<p>部をこの基金に係る加入者期間に合算する場合</p> <p>第105条 <u>第102条第1項</u>、<u>第102条の2第1項</u>、<u>第103条第1項</u>又は前条第1項の規定により、他制度（他の確定給付企業年金、<u>確定拠出年金</u>、<u>存続厚生年金基金</u>又は連合会を総称する。以下同じ。）から基金に脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、<u>個人別管理資産</u>、<u>厚生年金基金脱退一時金相当額</u>、<u>積立金</u>又は年金給付等積立金等を総称する。以下同じ。）が移換された者（以下「受換者」という。）に係る加入者期間は、第42条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間（以下この章において「<u>この基金に係る加入者期間</u>」という。）と、この規約に照らして当該脱退一時金相当額等の額の算定の基礎となる期間として移換された脱退一時金相</p>		<p>部を本制度に係る加入者期間に合算する場合</p> <p>第69条 第66条第1項、<u>第67条第1項</u>又は前条第1項の規定により、他制度（他の確定給付企業年金、<u>存続厚生年金基金</u>又は連合会を総称する。以下同じ。）から本制度の資産管理運用機関に脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、<u>厚生年金基金脱退一時金相当額</u>、<u>積立金</u>又は年金給付等積立金等を総称する。以下同じ。）が移換された者（以下「受換者」という。）に係る加入者期間は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間（以下この章において「<u>本制度に係る加入者期間</u>」という。）と、この規約に照らして当該脱退一時金相当額等の額の算定の基礎となる期間として移換された脱退一時金相当額等の額に依じて別表第○に定める期間（当</p>	<p>部をこの基金に係る加入者期間に合算する場合</p> <p>第105条 <u>第102条第1項</u>、<u>第103条第1項</u>又は前条第1項の規定により、他制度（他の確定給付企業年金、<u>存続厚生年金基金</u>又は連合会を総称する。以下同じ。）から基金に脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、<u>厚生年金基金脱退一時金相当額</u>、<u>積立金</u>又は年金給付等積立金等を総称する。以下同じ。）が移換された者（以下「受換者」という。）に係る加入者期間は、第42条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間（以下この章において「<u>この基金に係る加入者期間</u>」という。）と、この規約に照らして当該脱退一時金相当額等の額の算定の基礎となる期間として移換された脱退一時金相当額等の額に依じて別表第○に定める期間（当該期間が当</p>		
--	--	--	---	---	--	--

一時金相当額等の額に応じて別表第〇に定める期間（当該期間が当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となる期間を超える場合にあつては、当該算定の基礎となった期間）とを合算した期間とする。〔ただし、 <u>本制度</u> の加入者であった期間が1年未満である者に係る加入者期間については、この限りでない。〕	当額等の額に応じて別表第〇に定める期間（当該期間が当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となる期間を超える場合にあつては、当該算定の基礎となった期間）とを合算した期間とする。〔ただし、 <u>この基金</u> の加入者であった期間が1年未満である者に係る加入者期間については、この限りでない。〕			該期間が当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となる期間を超える場合にあつては、当該算定の基礎となった期間）とを合算した期間とする。〔ただし、 <u>本制度</u> の加入者であった期間が1年未満である者に係る加入者期間については、この限りでない。〕	該脱退一時金相当額等の算定の基礎となる期間を超える場合にあつては、当該算定の基礎となった期間）とを合算した期間とする。〔ただし、 <u>この基金</u> の加入者であった期間が1年未満である者に係る加入者期間については、この限りでない。〕		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附則	附則			附則	附則		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
〔独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤退機構」という。）への{積立金；残余財産}の移換〕	〔独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤退機構」という。）への{積立金；残余財産}の移換〕			(新設)	(新設)		
(資格喪失の時期の特例) 第9条 施行日において〇年〇月〇日に〔吸収合併；新設分割；事業譲渡〕を実施した実施事業所（●株式会社。以下「合併等実施事業所」という。）に使用されている加入者〔のうち別表第〇に掲げ	(資格喪失の時期の特例) 第13条 (同左)		○ 当該移換の申出は、合併等を実施した日から起算して1年を経過する日（天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない	(新設)	(新設)		(新設)

<p>る者] は、施行日に加入者の資格を喪失するものとする。</p>			<p>理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日) までの間に限って行うことができるものであること (令第54条の8第1号)。</p> <p>○ 勤退機構へ積立金又は残余財産を移換する規定を設ける場合にあっては、合併等を実施した日を必ず定めること。</p> <p>○ 吸収合併、新設分割、事業譲渡は例であり、規則第96条の7、中小企業退職金共済法施行規則 (昭和34年労働省令第23号) 第69条の15及び同令第69条の17の規定を満たす行為を定める</p>				<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
------------------------------------	--	--	---	--	--	--	-------------------------

			<p>こと。</p> <p>○ [ ] 内の規定は、法第4条第4号中の「一定の資格」の要件（給与及び退職金等の労働条件が、労働協約等で職種ごとに別に規定されており一定の職種に属する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とする場合など）を定めているとき、合併等により勤退機構へ最低積立基準額を移換する対象者が、資格喪失者の一部に限られる場合に定めるものであること。</p>				(新設)
<p>(勤退機構への積立金の移換)</p> <p>第10条 本制度の実施事業所である合併等実施事業所の事業主が {吸収合併；新設分割；事業譲渡}</p>	<p>(勤退機構への積立金の移換)</p> <p>第14条 この基金の実施事業所である合併等実施事業所の事業主が {吸収合併；新設分割；事業譲渡}</p>	<p>○ 法第82条の4第1項及び中小企業退職金共済法第31条の3第1項（同条</p>	<p>○ この規定は、法第82条の4第1項の規定に基づき、制度を終了しない場合又</p>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<p>に伴い、前条の規定により加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該合併等実施事業所の事業主は、当該加入者であった者の同意を得て、本制度の資産管理運用機関に勤退機構への積立金の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、中小企業退職金共済法第31条の3 {第1項；第6項} の規定に基づき、当該実施事業所の加入者であった者のうち前項の同意をした者（以下「移換同意者」という。）に係る積立金を勤退機構へ移換する。</p> <p>3 前項の規定により移換する積立金の額は、当該移換をする日を事業年度の末日</p>	<p>）に伴い、前条の規定により加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該合併等実施事業所の事業主は、当該加入者であった者の同意を得て、この基金に勤退機構への積立金の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 この基金は、前項の申出があったときは、中小企業退職金共済法第31条の3 {第1項；第6項} の規定に基づき、当該実施事業所の加入者であった者のうち前項の同意をした者（以下「移換同意者」という。）に係る積立金を勤退機構へ移換する。</p> <p>3 （同左）</p>	<p>第6項の規定により読み替えて準用する（昭和34年法律第160号）の規定を明確化するもの。</p>	<p>は基金を解散しない場合に最低積立基準額を勤退機構へ移換するときの例であること。</p> <p>○ 制度を終了する場合又は基金を解散する場合に残余財産を勤退機構へ移換することも可能であること。《代替例参照》</p>				<p>(新設)</p>
---	---	---	---	--	--	--	-------------



<p>とみなして算定した最低積立基準額（以下「中小企業退職金共済対象移換相当額」という。）とする。</p> <p>4 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。</p>	<p>4 この基金は、第2項の規定によりこの基金が積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。</p>						
<p>(代替例) 制度を終了し、残余財産を勤退機構へ移換する場合 (勤退機構への残余財産の移換)</p> <p>第10条 本制度の実施事業所である合併等実施事業所の事業主が〔吸収合併；新設分割；事業譲渡〕に伴い、本制度の終了制度加入者等を中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該合併等実施事業所の事業主</p>	<p>(代替例) 基金を解散し、残余財産を勤退機構へ移換する場合 (勤退機構への残余財産の移換)</p> <p>第14条 この基金の実施事業所である合併等実施事業所の事業主が〔吸収合併；新設分割；事業譲渡〕に伴い、この基金の終了制度加入者等を中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該合併等実施事業所の事</p>			<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>		

<p>は、当該加入者であった者の同意を得て、<u>本制度の資産管理運用機関</u>に勤退機構への残余財産の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 <u>本制度の資産管理運用機関</u>は、前項の申出があったときは、<u>中小企業退職金共済法第31条の3</u> {第1項；第6項}の規定に基づき、終了制度加入者等のうち前項の同意をした者（以下「移換同意者」という。）に係る残余財産（次条において「<u>中小企業退職金共済対象移換相当額</u>」という。）を勤退機構へ移換する。</p> <p>3 <u>本制度の事業主</u>は、前項の規定により<u>本制度の資産管理運用機関</u>が残余財産を移換したときは、<u>第85条第1項</u>の規定の適用については、当該残余財産は、移換同意者に分配されたものとみなす。</p>	<p>業主は、当該加入者であった者の同意を得て、<u>この基金</u>に勤退機構への残余財産の移換を申し出ることができる。</p> <p>2 <u>この基金</u>は、前項の申出があったときは、<u>中小企業退職金共済法第31条の3</u> {第1項；第6項}の規定に基づき、終了制度加入者等のうち前項の同意をした者（以下「移換同意者」という。）に係る残余財産（次条において「<u>中小企業退職金共済対象移換相当額</u>」という。）を勤退機構へ移換する。</p> <p>3 <u>この基金</u>は、前項の規定により<u>基金</u>が残余財産を移換したときは、<u>第121条第1項</u>の規定の適用については、当該残余財産は、移換同意者に分配されたものとみなす。</p>						
<p>(勤退機構へ資産を移換する場合の一括抛出)</p> <p>第11条 本制度の事</p>	<p>(勤退機構へ資産を移換する場合の一括抛出)</p> <p>第15条 この基金は</p>	<p>○ 令第54条の8第2号及</p>	<p>○ この規定は、法第82条</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

<p>業主は、令第54条の8第3号の規定に基づき、前条第2項の規定により〔積立金；残余財産〕を移換することに伴い、移換日の前日における積立金のうち規則第96条の9に基づき算出された額が中小企業退職金共済対象移換相当額を下回る場合には、当該下回る額〔（以下この条において「不足額」という。）〕を合併等実施事業所の事業主から一括して徴収する。</p> <p>〔2 前項の規定により、本制度の事業主が不足額の納入の告知をしたときは、合併等実施事業所の事業主は、納入の告知の日から〇〇日以内に不足額を納付しなければならない。〕</p>	<p>、令第54条の8第3号の規定に基づき、前条第2項の規定により〔積立金；残余財産〕を移換することに伴い、移換日の前日における積立金のうち規則第96条の9に基づき算出された額が中小企業退職金共済対象移換相当額を下回る場合には、当該下回る額〔（以下この条において「不足額」という。）〕を合併等実施事業所の事業主から一括して徴収する。</p> <p>〔2 前項の規定により、この基金が不足額の納入の告知をしたときは、合併等実施事業所の事業主は、納入の告知の日から〇〇日以内に不足額を納付しなければならない。〕</p>	<p>び同条第3号の規定を明確化するもの。</p>	<p>の4第1項及び中小企業退職金共済法第31条の3第1項（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、中小企業退職金共済対象移換相当額を勤退機構へ移換する場合に生じ得る不足額を一括して拠出することを定めるもの。</p> <p>○〔〕内の規定は、不足額の納付期限を設ける場合に定めるものであること。</p>				(新設)
<p>(勤退機構への積立金等の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法)</p> <p>第12条 前条〔第1項〕の規定による移換同意者に係る積立金の額は、当該移換</p>	<p>(勤退機構への積立金等の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法)</p> <p>第16条 前条〔第1項〕の規定による移換同意者に係る積立金の額は、当該移換</p>	<p>○ 法第82条の4第1項の規定に基づき勤退機構への積立金等の移</p>	<p>○ 移換同意者に係る積立金の額の算定方法は、この規定の例</p>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<p>の日の前日における本制度の積立金の額に、次の第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 {当該移換の日の前日；当該移換に係る財政計算の基準日；当該移換に係る財政計算の直前の財政計算の基準日；当該移換の日が属する事業年度の前事業年度の末日}（以下この条において「基準日」という。）における移換同意者に係る者の{数理債務の額から、特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価を合算した額を控除して得た額；通常予想給付額の現価；数理債務の額；最低積立基準額}</p> <p>二 基準日における本制度の{数理債務の額から、特別掛金の予想額の現価及び規則第47</p>	<p>の日の前日におけるこの基金の積立金の額に、次の第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 基準日におけるこの基金の{数理債務の額から、特別掛金の予想額の現価及び規則第4</p>	<p>換を行う場合に、当該移換同意者に係る積立金の額の算定方法を規約に定める必要があるもの(令第54条の8第3号、規則第96条の9)。</p>	<p>の他、規第95条第2項、基第132条第2項の代替例の算定方法も可能であること。</p>				
---	--	---	--	--	--	--	--

<p>条に定める特例掛金の予想額の現価を合算した額を控除して得た額；通常予測給付額の現価；数理債務の額；最低積立基準額}</p>	<p>7条に定める特例掛金の予想額の現価を合算した額を控除して得た額；通常予測給付額の現価；数理債務の額；最低積立基準額}</p>						
<p>{吸収合併；新設分割；事業譲渡}に伴い加入者の資格を喪失した者への説明義務) 第13条 本制度の事業主は、附則第9条の規定により加入者の資格を喪失した者に対して、規則第96条の11の規定により積立金の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。</p>	<p>{吸収合併；新設分割；事業譲渡}に伴い加入者の資格を喪失した者への説明義務) 第17条 この基金は、附則第13条の規定により加入者の資格を喪失した者に対して、規則第96条の11の規定により積立金の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。</p>	<p>○ 規則第96条の11の趣旨を明確化するもの。</p>	<p>○ 事業主等が説明しなければならない具体的な事項は、「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則」及び「企業年金制度と中小企業退職金共済制度間の移行に係る事務取扱準則」によること。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>【勤退機構からの解約手当金相当額の受換】</p>	<p>【勤退機構からの解約手当金相当額の受換】</p>			<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>		
<p>{非中小解除；合併等}による勤退機構から解約手当金相当額の{引渡し；移換}) 第14条 施行日の前日において、中小企</p>	<p>{非中小解除；合併等}による勤退機構から解約手当金相当額の{引渡し；移換}) 第18条 施行日の前日において、中小企</p>	<p>○ 法第82条の5第1項の規定に基づき</p>	<p>○ 解約手当金相当額の移換を受ける規定</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

<p>業退職金共済法（昭和34年法律第160号）〔第17条第1項；第31条の4第1項〕の規定により、〔別表第〇に掲げる〕事業主（次項において「共済契約者」という。）が実施していた退職金共済契約が解除されたことに伴い、<u>本制度の資産管理運用機関</u>は、勤退機構から当該解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金相当額の〔引渡し；移換〕を受けるものとする。</p> <p>2 前項の規定により勤退機構から〔引渡し；移換〕を受けた解約手当金相当額は、共済契約者が負担する掛金として、〔〇年〇月末日までに〕一括して払い込まれるものとする。</p> <p>3 <u>本制度の事業主</u>は、その資産管理運用機関が第1項の規定により解約手当金相当額の〔引渡し；移換〕を受けた場合は、当該〔引渡し；移換〕金を原資として</p>	<p>業退職金共済法（昭和34年法律第160号）〔第17条第1項；第31条の4第1項〕の規定により、〔別表第〇に掲げる〕事業主（次項において「共済契約者」という。）が実施していた退職金共済契約が解除されたことに伴い、<u>この基金</u>は、勤退機構から当該解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金相当額の〔引渡し；移換〕を受けるものとする。</p> <p>2 前項の規定により勤退機構から〔引渡し；移換〕を受けた解約手当金相当額は、共済契約者が負担する掛金として、〔〇年〇月末日までに〕一括して払い込まれるものとする。</p> <p>3 <u>この基金</u>は、第1項の規定により解約手当金相当額の〔引渡し；移換〕を受けた場合は、当該〔引渡し；移換〕金を原資として、同項の規定により勤退機構か</p>	<p>、中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により勤退機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けられる場合には、令第2条第4号の規定により、解約手当金相当額の引渡し又は移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。</p>	<p>を設ける場合にあっては、合併等を実施した日を必ずしも定める必要はないこと。</p> <p>○ 別表第〇には、事業主（複数の事業主が共同して確定給付企業年金を実施する場合には、制度に係る事務を取り扱う事業主）の名称を明記すること。</p> <p>○ 第2項の〔 〕内の規定は、勤退機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受ける期日を設ける場合に定めるものであること。</p>			<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---	---	--	--	--	-------------------------

<p>、同項の規定により 勤退機構から解約手 当金相当額の〔引渡 し；移換〕を受けた 者（以下「解約手当 金相当額受換者」と いう。）に対し、第 10条各号に掲げる 給付の支給を行う。</p>	<p>ら解約手当金相当額 の〔引渡し；移換〕 を受けた者（以下「 解約手当金相当額受 換者」という。）に 対し、第46条各号 に掲げる給付の支給 を行う。</p>						
<p>（加入者の資格取得の 時期及び加入者期間 に関する経過措置） 第15条 施行日にお いて、解約手当金相 当額受換者は、施行 日の前日において本 制度の加入者である 者を除き、施行日に 加入者の資格を取得 する。 2 施行日において解 約手当金相当額受換 者について、第6条 に規定する加入者期 間に解約手当金相当 額の算定の基礎とな った期間（施行日の 前日までの掛金納付 月数）を算入する。 ただし、当該算入す る期間が、第6条の 加入者期間を上回る 場合にあつては、当 該上回る期間を第6 条の加入者期間に通 算する。</p>	<p>（加入者の資格取得の 時期及び加入者期間 に関する経過措置） 第19条 施行日にお いて、解約手当金相 当額受換者は、施行 日の前日においてこ の基金の加入者であ る者を除き、施行日 に加入者の資格を取 得する。 2 施行日において解 約手当金相当額受換 者について、第42 条に規定する加入者 期間に解約手当金相 当額の算定の基礎と なった期間（施行日 の前日までの掛金納 付月数）を算入す る。ただし、当該算入 する期間が、第42 条の加入者期間を上 回る場合にあつては 、当該上回る期間を 第42条の加入者期 間に通算する。</p>	<p>○ 勤退機構か ら解約手当金 相当額の引渡 し又は移換を 受ける場合に は、法第4条 第4号及び令 第2条第4号 の規定により 、解約手当金 相当額の引渡 し又は移換に 関する事項の 一つとして規 約に定める必 要があるもの 。</p>	<p>○ 引渡し又は 移換を受けた 解約手当金相 当額の算定の 基礎となった 期間の全部又 は一部を加入 者期間に算入 するものであ ること（令第 54条の9、 規則第96条 の10）。  ○ 引渡し又は 移換を受けた 解約手当金相 当額の算定の 基礎となった 期間を超える 期間を加入者 期間に算入す ることはでき ないこと（規 則第96条の 10第1号）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

。《代替例参照》

○ 移換先の確定給付企業年金の加入者であった期間が1年未満である場合には、引渡し又は移換を受けた解約手当金相当額の算定の基礎となった期間を加入者期間に算入しないこととしてもよいこと（規則第96条の10第2号）。なお、「加入者であった期間が1年未満」であることと「加入者期間（給付の額の算定の基礎となる期間）が1年未満」であることとの違いに配慮すること。すなわち、前者は、加入者の資格を取得してから当該資格を喪失

(新設)



			<p>した日までの期間を指すが、後者は、計算方法次第で端数処理による切り上げ又は切り捨てがあり得るものであることに配慮すること。《代替例参照》</p> <p>○ 算入する加入者期間は、解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けた者について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法により計算されるものであること（規則第96条の10第3号）。《代替例参照》</p>					(新設)
<p>(代替例) 解約手当金相当額の算定の基礎となった期間の一部を本制度に係る加入者期間に合算する場合</p> <p>(加入者の資格取得の時期及び加入者期間</p>	<p>(代替例) 解約手当金相当額の算定の基礎となった期間の一部をこの基金に係る加入者期間に合算する場合</p> <p>(加入者の資格取得の時期及び加入者期間</p>							

<p>に関する経過措置) 第15条 施行日において解約手当金相当額受換者に係る加入者期間は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間と、この規約に照らして当該解約手当金相当額の算定の基礎となる期間として〔引渡し；移換〕を受けた解約手当金相当額に応じて別表第〇に定める期間（当該期間が当該解約手当金相当額の算定の基礎となる期間を超える場合にあつては、当該算定の基礎となった期間）とを合算した期間とする。〔ただし、本制度の加入者であつた期間が1年未満である者に係る加入者期間については、この限りでない。〕</p>	<p>に関する経過措置) 第19条 施行日において解約手当金相当額受換者に係る加入者期間は、第42条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間と、この規約に照らして当該解約手当金相当額の算定の基礎となる期間として〔引渡し；移換〕を受けた解約手当金相当額に応じて別表第〇に定める期間（当該期間が当該解約手当金相当額の算定の基礎となる期間を超える場合にあつては、当該算定の基礎となった期間）とを合算した期間とする。〔ただし、この基金の加入者であつた期間が1年未満である者に係る加入者期間については、この限りでない。〕</p>			(新設)	(新設)		
<p>(解約手当金相当額受換者に係る標準年金月額)の取扱いに関する経過措置) 第16条 附則第14条の規定により解約手当金相当額受換者に係る標準年金月額</p>	<p>(解約手当金相当額受換者に係る標準年金月額)の取扱いに関する経過措置) 第20条 附則第18条の規定により解約手当金相当額受換者に係る標準年金月額</p>	<p>○ 勤退機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受ける場合に</p>	<p>○ この規定は、引渡し又は移換を受けた解約手当金相当額を原資と</p>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<p>は、第12条の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間を算定の基礎として同条の規定により算定した額に、当該受換者に係る解約手当金相当額を別表第〇に定める率で除して得た額を加算した額とする。</p>	<p>は、第48条の規定にかかわらず、この基金に係る加入者期間を算定の基礎として同条の規定により算定した額に、当該受換者に係る解約手当金相当額を別表第〇に定める率で除して得た額を加算した額とする。</p>	<p>は、法第4条第5号及び令第2条第4号の規定により、給付の額及び解約手当金相当額の引渡し又は移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。</p>	<p>して算定した年金の月額を、移換先の確定給付企業年金における原則に従って算定される年金の月額に加算して給付する場合の例であること。また、別表第〇には年金現価率を支給期間及び保証期間も含めて明確に定め、端数処理の方法は合理的に定めること（承認・認可基準3-2(5)③）。</p> <p>○ 給付の額の算定方法として、いわゆる「キャッシュバランス制度」（令第24条第1項第3号に掲げる方法）を用いている場合、又は給付の額の算定及び改定方法として、いわゆる「キ</p>				<p>(新設)</p>
---	--	--	---	--	--	--	-------------

キャッシュバ  
ランス類似制  
度」(給付の額  
の算定方法と  
して、いわゆ  
る「定額方式  
」(令第24  
条第1項第1  
号に掲げる方  
法)又はいわ  
ゆる「給与比  
例方式」(令  
第24条第1  
項第2号に掲  
げる方法)を  
用い、かつ、  
給付の額の改  
定方法として  
、給付の額を  
指標に応じて  
改定する方法  
(規則第28  
条第2項第2  
号ロに規定す  
る方法)を用  
いる方法)を  
用いている場  
合には、解約  
手当金相当額  
の引渡し又は  
移換を受けた  
ときに、当該  
解約手当金相  
当額を仮想個  
人勘定残高に  
加算する取扱  
いも可能であ

			ること。《代 替例参照》				
<p>(代替例) 給付の額の算定方法として、いわゆる「キャッシュバランス制度」(令第24条第1項第3号に掲げる方法)を用いている場合、又は給付の額の算定及び改定方法として、いわゆる「キャッシュバランス類似制度」(給付の額の算定方法として、いわゆる「定額方式」(令第24条第1項第1号に掲げる方法)又はいわゆる「給与比例方式」(令第24条第1項第2号に掲げる方法)を用い、かつ、給付の額の改定方法として、給付の額を指標に応じて改定する方法(規則第28条第2項第2号ロに規定する方法)を用いる方法)を用いている場合</p> <p>(解約手当金相当額受換者に係る仮想個人勘定残高の取扱いに関する経過措置)</p> <p>第16条 本制度の資産管理運用機関が解約手当金相当額の〔</p>	<p>(代替例) 給付の額の算定方法として、いわゆる「キャッシュバランス制度」(令第24条第1項第3号に掲げる方法)を用いている場合、又は給付の額の算定及び改定方法として、いわゆる「キャッシュバランス類似制度」(給付の額の算定方法として、いわゆる「定額方式」(令第24条第1項第1号に掲げる方法)又はいわゆる「給与比例方式」(令第24条第1項第2号に掲げる方法)を用い、かつ、給付の額の改定方法として、給付の額を指標に応じて改定する方法(規則第28条第2項第2号ロに規定する方法)を用いる方法)を用いている場合</p> <p>(解約手当金相当額受換者に係る仮想個人勘定残高の取扱いに関する経過措置)</p> <p>第20条 この基金が解約手当金相当額の〔引渡し；移換〕を</p>						
				(新設)	(新設)		

<p>引渡し；移換}を受けたときの解約手当金相当額受換者（附則第15条の規定により新たに加入者の資格を取得した者に限る。）に係る仮想個人勘定残高は、第8条第1項の規定にかかわらず、当該解約手当金相当額とする。</p>	<p>受けたときの解約手当金相当額受換者（附則第19条の規定により新たに加入者の資格を取得した者に限る。）に係る仮想個人勘定残高は、第44条第1項の規定にかかわらず、当該解約手当金相当額とする。</p>						
<p>（解約手当金相当額の{引渡し；移換}を受けた者に支給する給付） 第17条 解約手当金相当額受換者に対して、本制度の事業主が支給する一時金（年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）の額は、この規約の規定により算定された額〔に一時金の支給の請求をしたときの調整率を乗じて得た額〕又は当該解約手当金相当額〔に{引渡し；移換}を受けたときの調整率を乗じて得た額〕のいずれか高い額とすること。</p>	<p>（解約手当金相当額の{引渡し；移換}を受けた者に支給する給付） 第21条 解約手当金相当額受換者に対して、この基金が支給する一時金（年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）の額は、この規約の規定により算定された額〔に一時金の支給の請求をしたときの調整率を乗じて得た額〕又は当該解約手当金相当額〔に{引渡し；移換}を受けたときの調整率を乗じて得た額〕のいずれか高い額とすること。</p>	<p>○ 勤退機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受ける場合には、法第4条第5号及び令第2条第4号の規定により、給付の額及び解約手当金相当額の引渡し又は移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（規則第32条の2の規定の趣旨を明確化するもの）。</p>	<p>○ この規定中「この規約の規定により算定した一時金の額」とは、単に、規第24条（基第60条）第5項の規定により算定した一時金として支給する老齢給付金の額、規第27条（基第63条）の規定により算定した脱退一時金の額、規第32条（基第68条）の規定により算定した障害給付</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>



<p>度の加入者の資格を喪失した場合（死亡により加入者の資格を喪失した場合を除く。）において、当該解約手当金相当額受換者が、第26条に規定する脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあっては、同条の規定にかかわらず、当該受換者に対してその者に係る解約手当金相当額を支給する。</p>	<p>基金の加入者の資格を喪失した場合（死亡により加入者の資格を喪失した場合を除く。）において、当該解約手当金相当額受換者が、第62条に規定する脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあっては、同条の規定にかかわらず、当該受換者に対してその者に係る解約手当金相当額を支給する。</p>	<p>し又は移換を受ける場合には、法第4条第5号及び令第2条第4号の規定により、給付の受給の要件及び解約手当金相当額の引渡し又は移換に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（規則第32条の3の規定の趣旨を明確化するもの。）。</p>	<p>要件を満たさずに、死亡により加入者の資格を喪失した場合には、当該受換者に係る解約手当金相当額を支給する必要はないこと。ただし、遺族給付金を支給する場合であって、受換者の遺族が遺族給付金の受給権を取得することとなる場合には、規約に基づき、遺族給付金を支給すること。</p> <p>○ この規定は、加入者であった期間があれば、必ず脱退一時金が支給されることとしている場合には、規約に定める必要はないこと。</p>				<p>(新設)</p>
--	---	---	---	--	--	--	-------------